

県土の良好な景観の形成に関して 講じた施策に関する報告

令和6年度

岐 阜 県

目 次

第1章 岐阜県における景観形成の現状と取組の方針

- 1 岐阜県の景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 岐阜県の景観づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 交流機会拡大を契機とした景観形成の推進・・・・・・・・・・ 6
- 4 環境保全の視点からみた景観形成の推進・・・・・・・・・・ 7

第2章 令和6年度に実施した県土の良好な景観の形成に関する施策

- 1 景観法に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 景観法に基づく景観行政団体に関する協議・・・・・・・・・・ 9
- 2 県民協働の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) シンポジウムの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 景観行政セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 県職員による出前トーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 景観形成推進員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 良好な景観の形成を推進するための体制整備・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 岐阜県景観審議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 屋外広告物対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 県下一斉簡易除却の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 屋外広告物の登録制の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 岐阜県屋外広告物審議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 岐阜県屋外広告物条例等違反の検挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (5) 屋外広告物の安全点検の義務化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (6) 屋外広告物の安全点検の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 市町村の景観形成の取組への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 景観行政団体への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 市町村景観計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 市町村景観条例の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (4) 景観計画による屋外広告物規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (5) 屋外広告物許可、是正指導及び簡易除却に係る事務等の全市町村への権限
移譲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (6) 屋外広告物景観モデル地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 その他の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(1) 新たな観光資源の掘り起こし・磨き上げを通じた地域の魅力向上	17
(2) 岐阜県市街地再開発事業補助金	18
(3) 無電柱化事業	18
(4) 「清流調査隊」による生活排水対策	18
(5) 海岸漂着物対策推進事業	18
(6) 県民総参加による河川環境浄化の促進	18
(7) 流域一体となった河川清掃の推進	18
(8) 水辺を活かした良好な空間の形成による地域のにぎわいづくり	19
(9) 優れた農村景観の保全	19
(10) 快適なふるさとづくり事業	21
(11) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	21
(12) 文化的景観保護推進事業	23
(13) 「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した水源林・溪畔林の整備	23
(14) 「観光景観林」の整備・保全の推進	23

第3章 県土の良好な景観の形成に関する規定等

1 条例、マニュアル、指針等	24
(1) 岐阜県景観基本条例	24
(2) 岐阜県景観形成ガイドプラン	24
(3) 岐阜県景観形成規制・誘導マニュアル	25
(4) 岐阜県景観形成基本方針	26
(5) 岐阜県公共事業景観形成指針	27
(6) 岐阜県公共事業景観形成指針の手引き	28
(7) 景観法に基づく取組推進プラン	28
(8) 景観計画策定のための参考資料集	28
2 屋外広告物対策関係	28
(1) 岐阜県屋外広告物対策アクションプラン	28
(2) 岐阜県違反屋外広告物対策マニュアル	28
(3) 岐阜県簡易除却委任マニュアル	29
3 都市計画制度関係	29
(1) IC周辺地区等における土地利用規制検討マニュアル	29
(2) 地域地区等活用事例集	30

第4章 市町村における県土の良好な景観の形成に関する取組

1 市町村における景観形成の取組	32
(1) 岐阜市における高度地区の決定	32

(2) 高山市における高度地区の決定	3 2
(3) 各務原市における景観地区の決定、景観協定の認可	3 3
(4) 歴史的風致維持向上計画の策定	3 4
(5) 景観まちづくり刷新モデル地区事業	3 5

参考資料

岐阜県景観基本条例	3 6
-----------	-----



第1章 岐阜県における景観形成の現状と取組の方針

1 岐阜県の景観の特性

本県においては、古くから飛山濃水といわれる山と水が織り成すすばらしい自然と、これに育まれた田園風景や史跡、まちなみなど、岐阜県固有の自然や歴史、伝統、文化に根ざした様々な景観が形成されています。

これらの景観は、私たちに潤いのある豊かな生活をもたらし、郷土に対する誇りと愛着を生み出すとともに、岐阜県を訪れる人々をも魅了する貴重な財産です。

そのため、これまでに県内各地の都市景観や自然景観、歴史的まちなみなどが様々な表彰を受けており、全国的にも高く評価されています。

2 岐阜県の景観づくり

このような良好な景観の形成を促進するため、平成16年12月に景観法が施行されたことを踏まえて、県は平成17年4月に岐阜県景観基本条例を施行し、地域主体の良好な景観の形成や岐阜県ならではの景観の形成を、県民、事業者及び市町村と協働で取り組んでいます。

また、令和2年を基準年として見直しを行った「都市計画区域マスタープラン」では、27都市計画区域の全てにおいて、都市計画の目標や決定の方針の中で、景観の保全・形成について位置付け、魅力ある都市景観の創出や、ふるさとの風景を形成する自然緑地の保全、歴史・文化などの地域資源を活用した景観づくり等、地域の特性を活かした景観の保全・形成を図ることとしています。

3 交流機会拡大を契機とした景観形成の推進

県では、美しい自然、豊かな風土に育まれた農産物、匠の技に培われた地場産品、古き良き伝統文化、観光と地場産業を融合させた観光産業など、全国に誇ることのできる「ふるさとのじまん」を県民全体で見つめ直し、掘り起こす「飛騨・美濃じまん運動」に取り組んでいます。

この運動は、県民、市町村、県、観光事業者、観光関係団体等が協働で取り組み、観光産業を県の基幹産業として発展させ、「ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくり」を行っていかうとするものです。

また、これらの取組と連携し地域固有の資源である良好な景観の形成を、より積極的に行うことが必要であると考えており、より多くの方に美しい「飛騨・美濃」を見ていただくために景観形成に取り組んでいます。

4 環境保全の視点からみた景観形成の推進

本県では恵まれた地域資源を後世に伝えると同時にその魅力を最大限活かした自律的な好循環を生み出すことにより、世界の持続可能性を追求するSDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふづくり』」に取り組むこととしています。

このため、地域の美化や環境保全に関する施策等を通じて、美しい岐阜県づくりに向けた県民意識の向上を図るとともに、良好な景観づくりに向けた取組を進めていきます。

【参考】県内において良好な景観として表彰・選定された地区の例

【美しい日本の歴史的風土１００選】

（特別枠）

- ・ 白川村、富山県南砺市：世界文化遺産指定地域
「白川郷、五箇山の合掌造り集落」

（特別枠を除く）

- ・ 岐阜市：信長天下統一の拠点の城下町と中山道の宿場町
- ・ 高山市：城下町高山の街並み
- ・ 飛騨市：城下町飛騨古川の街並み
- ・ 郡上市：城下町郡上八幡の街並み
- ・ 各務原市、愛知県犬山市：名勝木曾川、日本ライン、国宝犬山城と城下町
- ・ 中津川市：中山道の宿場町 馬籠宿
- ・ 美濃市：うだつのあがる歴史的街並み
- ・ 恵那市：城下町岩村の街並み

（準１００選）

- ・ 海津市：千本松原

【都市景観１００選】

- ・ 岐阜市：岐阜公園周辺地区（平成４年度）
- ・ 大垣市：大垣駅周辺地区（平成４年度）
- ・ 高山市：高山市景観町並保存地区（平成１０年度）
- ・ 郡上市：郡上八幡地区（平成１１年度）

【都市景観大賞】

「美しいまちなみ賞」（地区）

- ・ 多治見市：滝呂地区（平成１３年度・優秀賞）
- ・ 飛騨市：古川町歴史的景観地区（平成１５年度・大賞）
- ・ 美濃市：うだつの上がる町並み地区（平成１６年度・大賞）
- ・ 中津川市：中山道馬籠地区（平成２１年度・優秀賞）

「景観教育・普及啓発部門」

- ・ 岐阜市：景観まちづくりの推進・啓発活動 財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成２３年度・優秀賞）

「景観まちづくり活動・教育部門」

- ・ 中津川市：中山道中津川宿の景観まちづくり
本町中山道景観協議会、中津川市、名古屋工業大学景観研究会（平成２８年度・優秀賞）
- ・ 可児市：元久々利まちづくり委員会“城守隊”久々利城跡整備活動
元久々利まちづくり委員会、株式会社パロマ、可児市（平成３１年度・大賞）
- ・ 大垣市：大垣市景観遺産・景観自慢
大垣市役所都市計画課（令和５年度・優秀賞）

【世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり】

- ・ 中津川市：旧中津川宿における官民学協働の景観まちづくり

第2章 令和6年度に実施した県土の良好な景観の形成に関する施策

1 景観法に関する取組

平成16年12月に施行された景観法は、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしています。

県においては、岐阜県景観基本条例を制定するとともに、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定や、景観法委任条例の制定に向けた働きかけや支援を継続して行ってきました。

(1) 景観法に基づく景観行政団体に関する協議（平成16年度～）

景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物等の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定等、景観法上の主要な事務を自ら行うことができます。

景観行政は基本的には基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいため、市町村が景観行政を担当する意欲を持ち、知事との協議を行えば、景観行政団体になることができます。令和7年3月末現在、景観行政団体の市町村数は25団体となっています。

2 県民協働の取組の推進

地域主体の良好な景観の形成には、適切な役割分担による協働が必要であることから、県民、事業者、市町村による活動が促進されるよう、情報の提供や普及啓発等を行っています。

(1) シンポジウムの開催（平成16年度～）

有識者による基調講演やパネルディスカッション等により、市町村及び県民等に対し景観形成に関する情報提供等を行い、景観形成に関する活動への参加を促進するとともに、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図っています。

【令和6年度 景観シンポジウム 森とまちの調和～みらいへつなぐ観光景観～】

日 時：令和6年10月15日（火）

場 所：下呂市星雲会館 天慶の間

参加者：県民、景観形成推進員、まちづくり事業者、行政等

173名（現地：132名／WEB：41名）

○基調講演

テ ー マ：「森と共生するまち 下呂市の森林景観の価値と未来」

富山大学芸術文化学部教授 奥 敬一 氏

○パネルディスカッション

テ ー マ：「みらいへつなぐ 観光×景観～温泉街から新たな交流を生み出す～」

コーディネーター：伊藤 栄一 氏（森のなりわい研究所代表理事／

下呂市景観審議会会長）

パネリスト：石松 丈佳 氏（名古屋工業大学教授／下呂市景観審議会委員）
瀧 康洋 氏（下呂温泉観光協会会長／下呂市景観審議会委員）
中西 佳代子 氏（(株)ランドスケープアンド
パートナーシップ代表取締役）

（２）景観行政セミナー（平成２９年度～）

景観行政に関する情報提供、景観まちづくりに関する事例発表及び意見交換を通じて、景観計画未策定市町村に対する景観計画策定の促進等を目的に、景観行政セミナーを実施しました。

【令和６年度 景観行政セミナー】

日 時：令和７年１月２２日（水）

場 所：WEB開催

参加者：市町村担当者２４名

○国土交通省中部地方整備局講演 「景観法策定以降の景観行政の歩み及び
今後の展望」

国土交通省中部地方整備局計画管理課

○事例紹介 「住民参加によるまちづくりへのタウントレイル手法について
～飛騨古川の町並み景観保全の取組みを通じて～」

飛騨市役所商工観光部まちづくり観光課

（３）県職員による出前トーク

景観に対する意識高揚と良好な景観形成の推進を図ることを目的として、県職員が県民の元に出向いて施策の説明や意見交換を行う「出前トーク」に取り組んでいます。

（４）景観形成推進員の配置（平成１０年度～）

美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の形成を狙いとし、岐阜県景観基本条例第１７条に規定する景観形成推進員を配置し、県民一体となって景観行政の円滑な推進と、県民の景観に対する意識の高揚を図っています（平成１０年度～平成１６年度は美しいぎふ景観モニターとして配置し、平成１７年度から景観形成推進員に名称変更）。

令和６年度に、市町村からの推薦者計６３人を委嘱し、平成１０年度以降、配置した景観形成推進員は延べ１，４３６人となっています。

景観形成推進員には、屋外広告物の街頭是正指導などの啓発活動にご協力いただきました。

また、市町村が実施する景観関連事業へも参加いただいています。

【景観形成推進員配置状況】

令和６年度	６３人
-------	-----

3 良好な景観の形成を推進するための体制整備

良好な景観を形成するための県の施策に関する審議や情報交換を目的として、岐阜県景観審議会及び景観・屋外広告物に関する各種会議を開催しています。

(1) 岐阜県景観審議会の運営（平成17年度～）

岐阜県景観基本条例に基づき、知事の諮問に応じ、県土の良好な景観の形成に関する重要な事項について、調査審議します。

【岐阜県景観審議会委員（令和7年3月1日現在）】（50音順に記載）

宇佐美 泉	K + I 建築計画
岡本 朋子	岐阜大学准教授
奥村 佳子	岐阜県商工会女性部連合会会長
清水 隆宏	愛知工業大学准教授
鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授
出村 嘉史	岐阜大学教授
畑中 久美子	岐阜市立女子短期大学准教授
林 壮夫	岐阜新聞社専務取締役
松島 祥久	一般社団法人多治見市観光協会理事長
水野 健二	弁護士法人小出水野法律事務所

4 屋外広告物対策の強化

屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観の形成を図るためには、適切に屋外広告物行政を推進することが重要です。このため県では屋外広告物対策についても積極的に取り組み、各種施策を講じてきたところです。

また、平成16年6月の景観法の制定に伴い、屋外広告物法が大幅に改正されたことから、県でも同年12月に岐阜県屋外広告物条例を改正し、規制を強化する等、良好な景観の形成を図るための施策を実施しています。

(1) 県下一斉簡易除却の実施（昭和60年度～）

屋外広告物に対する県民の意識高揚と良好な景観の形成を図ることを目的として、毎年9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定め、県下全市町村において一斉に違反広告物の簡易除却を実施しています。

実施にあたっては、県の土木事務所、警察署、市町村、業界団体及び民間団体から構成される地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議※が主体となり、違反広告物であるはり紙、はり札等、のぼり旗及び立看板等を除却しています。
※地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議…各地区にふさわしい良好な景観を地域が一体となって創出していくため、各土木事務所が事務局となり設置している会議。

【県下一斉簡易除却の実績】

実施年度	実施日	除却件数
令和6年度	9月1日～10日	56件

(2) 屋外広告業の登録制の導入（平成17年度～）

県では、平成16年12月に岐阜県屋外広告物条例を改正し、平成17年4月から屋外広告業に関して従来の届出制から登録制に移行しました。これによ

り、屋外広告業者の正確な実態把握、違反を繰り返す等の不適格な屋外広告業者の排除が可能となり、ひいては違反広告物の減少、良好な景観の形成又は維持を図ることが可能となりました。県では令和7年3月末現在、753業者が登録されています。

(3) 岐阜県屋外広告物審議会の運営（昭和39年度～）

岐阜県屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、禁止地域、禁止物件、許可地域、モデル地区等の指定等の事項を調査審議します。

【岐阜県屋外広告物審議会委員（令和7年3月1日現在）】（50音順に記載）

伊藤 麻子	岐阜県建築士会女性委員会委員
鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授
長良 泰克	岐阜県警察本部生活安全部生活環境課長
畑中 久美子	岐阜市立女子短期大学准教授
平田 勇人	朝日大学教授
船橋 あつこ	パティオカールーム代表
水野 和佳奈	岐阜協立大学教授
安井 忠	岐阜県議会議員土木委員会委員長
山田 陽一郎	岐阜市まちづくり推進部建築指導課長
和田 猛	岐阜県広告美術業協同組合理事

(4) 岐阜県屋外広告物条例等違反の検挙（昭和39年度～）

岐阜県警察においては、岐阜県屋外広告物条例、市町村屋外広告物条例等の法令に違反して電柱などに広告物を掲示した者を検挙する等により、良好な景観の形成を図っています。

【検挙状況】

	令和6年
検挙件数	0
検挙人員	0

(5) 屋外広告物の安全点検の義務化（平成29年度～）

平成27年2月、札幌市においてビルの看板の一部が落下し、歩行者に当たるという重大事故が発生したことを受け、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正され、屋外広告物の所有者等が当該広告物を良好な状態に保持するため、適切に点検等を行うことが明確化されました。

本県においては、広告物等の許可期間更新申請時に屋外広告物自己点検報告書（許可期間2か月以内のものは除く）の提出を義務付けるよう岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部改正を行いました（平成29年4月1日 公布・施行）。

(6) 屋外広告物の安全点検の強化（令和6年度～）

近年、経年劣化や強風により全国的に看板等の落下事故が頻発化していることから、屋外広告物の安全性向上を図るために令和6年12月に岐阜県屋外広告物条例を改正しました。

管理義務の厳格化、点検義務の明文化、点検者の資格要件の強化等を行い、広告物や掲出物件の部材劣化による落下事故等の危害防止を図りました。（管理義務等

については令和8年1月1日施行、点検者の資格に係る規定については令和9年4月1日施行)

5 市町村の景観形成の取組への支援

市町村の良好な景観の形成に関する施策の実施にあたり、県は技術的支援その他の必要な措置を講ずるとともに、景観計画の策定、条例の施行等に関して連携を図っています。

(1) 景観行政団体への移行(平成16年度～)

景観法第7条第1項の規定により、県と中核市である岐阜市は景観行政団体となりましたが、それ以外の市町村は知事と協議を行うことにより、景観行政団体に移行することができます。

県内において景観行政団体に移行した市町村は、令和7年3月末現在25市町村となっています。

【県内における市町村の景観行政団体への移行状況】

市町村名	知事同意年月日	景観行政団体となった日
岐 阜 市	(中核市、知事同意不要)	平成16年12月17日
各 務 原 市	平成17年 1月 6日	平成17年 2月 7日
多 治 見 市	平成17年 1月19日	平成17年 2月25日
中 津 川 市	平成17年 2月28日	平成17年 3月30日
美 濃 市	平成17年 5月13日	平成17年 6月20日
可 児 市	平成17年10月 4日	平成17年11月11日
下 呂 市	平成17年12月26日	平成18年 1月27日
大 垣 市	平成18年 2月22日	平成18年 3月27日
高 山 市	平成18年 6月12日	平成18年 7月21日
白 川 村	平成19年 5月28日	平成19年 6月27日
飛 騨 市	平成19年 8月27日	平成19年 9月28日
美濃加茂市	平成21年 3月27日	平成21年 5月 1日
恵 那 市	平成21年 3月27日	平成21年 5月11日
瑞 穂 市	平成21年11月26日	平成22年 1月 1日
郡 上 市	平成22年 3月30日	平成22年 6月 1日
本 巣 市	協議済み※	平成24年 2月 1日
坂 祝 町	協議済み※	平成24年 3月 1日
瑞 浪 市	協議済み※	平成24年 3月15日
土 岐 市	協議済み※	平成24年 4月 1日
池 田 町	協議済み※	平成24年 4月16日
関 市	協議済み※	平成24年 5月 1日
川 辺 町	協議済み※	平成26年 1月 6日
羽 島 市	協議済み※	平成26年 3月31日
山 県 市	協議済み※	平成26年 3月31日
関ヶ原町	協議済み※	平成30年 6月 1日

※法改正(平成23年8月)に伴い、同意を要しない協議に変更

(2) 市町村景観計画の策定（平成17年度～）

景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な計画です。

景観計画は、都市、農山漁村等に現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域、地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域等について一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める、良好な景観形成に関する計画になります。

県内において景観計画を策定している市町村は、令和7年3月末現在19市町村となっています。

【県内における市町村の景観計画の策定状況】

市町村名	計画の名称	策 定 日
各 務 原 市	各務原市景観計画	平成18年 3月31日
高 山 市	高山市景観計画	平成18年12月22日
中 津 川 市	中津川市景観計画	平成19年 7月 1日
白 川 村	白川村景観計画	平成20年 3月13日
下 呂 市	下呂市景観計画	平成20年 3月31日
可 児 市	可児市景観計画	平成20年12月19日
大 垣 市	大垣市景観計画	平成20年12月26日
多 治 見 市	多治見市風景づくり計画	平成21年 3月30日
岐 阜 市	岐阜市景観計画	平成21年10月 5日
美 濃 市	美濃市景観計画	平成22年 1月 6日
美濃加茂市	美濃加茂市景観計画	平成22年 4月 1日
郡 上 市	郡上市景観計画	平成23年 4月 1日
恵 那 市	恵那市景観計画	平成24年 3月22日
土 岐 市	土岐市景観計画	平成25年 3月27日
関 市	関市景観計画	平成27年 3月26日
本 巢 市	本巣市景観計画	平成27年 3月30日
瑞 浪 市	瑞浪市景観計画	平成27年12月22日
羽 島 市	羽島市景観計画	平成30年12月11日
関ヶ原町	関ヶ原町景観計画	令和 3年 7月 1日

(3) 市町村景観条例の制定（昭和47年度～）

県内において景観条例を制定することにより景観形成に取り組んでいる市町村は、令和7年3月末現在20市町村で、このうち景観法に基づく委任条例を制定している市町村は19市町村となっています。

条例制定の理由として“世論の高まりや社会的機運を受けて”を挙げる団体が多く、近年の景観に対する地域住民の意識の高まりを反映しているといえます。

【県内における市町村の景観条例の制定状況】（※景観法に基づかない条例）

市町村名	条 例 の 名 称	制 定（改正） 日
飛 騨 市	飛騨市都市景観条例※	平成16年 2月 1日
	飛騨市ふるさと景観保全条例※	平成16年 2月 1日
各 務 原 市	各務原市都市景観条例	平成18年 3月 29日
高 山 市	高山市市街地景観保存条例※	昭和47年 9月 30日
	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	平成18年12月 22日
中 津 川 市	中津川市景観条例	平成19年 6月 29日
下 呂 市	下呂市景観条例	平成19年12月 19日
白 川 村	白川村景観条例	平成20年 3月 13日
可 児 市	可児市景観条例	平成20年12月 19日
大 垣 市	大垣市景観条例	平成21年 3月 25日
多 治 見 市	多治見市美しい風景づくり条例	平成21年 3月 30日
岐 阜 市	岐阜市景観条例	平成21年 9月 30日
美 濃 市	美濃市景観条例	平成21年12月 24日
美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	平成22年 6月 23日
郡 上 市	郡上市自然環境保護条例※	平成16年 3月 1日
	郡上市景観条例	平成23年 3月 28日
恵 那 市	恵那市景観条例	平成24年 3月 22日
土 岐 市	土岐市景観条例	平成25年 3月 27日
本 巢 市	本巣市景観条例	平成27年 3月 30日
関 市	関市景観条例	平成27年 7月 8日
瑞 浪 市	瑞浪市景観条例	平成27年12月 22日
羽 島 市	羽島市景観条例	平成30年 9月 21日
関ヶ原町	関ヶ原町景観条例	令和 3年 6月18日

（４）景観計画による屋外広告物規制（平成18年度～）

景観法に基づく景観計画では、必要に応じて「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めることができます。そして景観計画に上記事項を定めた場合、景観行政団体の屋外広告物に関する条例は、その景観計画に即して定めるものとされ、都道府県と当該市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定及び改廃に関する事務の全部又は一部を当該市町村が処理することができることとされています。

県では、景観において重要な位置を占める屋外広告物については各市町村が自ら規制し、地域の特性に応じたきめ細かな対応をすべきと考えていることから、屋外広告物法第28条に規定する「景観行政団体である市町村の特例」を適用し、景観行政団体である市町村については、できる限り景観計画を策定する機会を捉えて、市町村独自の屋外広告物条例を制定するよう要請しています。

こうした中、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市の6市において市独自の屋外広告物条例を制定・施行し、景観計画に即した屋外広告物の規制を行っています。

なお、岐阜市においては、中核市に移行した際に屋外広告物条例を制定・施行しています。

【県内における屋外広告物条例の制定状況】（※屋外広告物法に基づく特例等）

市町村名	条例の名称	制定日
岐 阜 市	岐阜市屋外広告物条例	平成 7年12月25日
各務原市	各務原市屋外広告物条例※	平成18年 3月29日
高 山 市	高山市屋外広告物条例※	平成19年 3月23日
下 呂 市	下呂市屋外広告物条例※	平成21年 3月23日
多治見市	多治見市屋外広告物条例※	平成21年 6月29日
美 濃 市	美濃市屋外広告物条例※	平成21年12月24日
恵 那 市	恵那市屋外広告物条例※	平成28年 3月22日

（５）屋外広告物許可、是正指導及び簡易除却に係る事務等の全市町村への権限移譲
（平成１０年度～平成１２年度）

良好な景観の形成を図っていくためには、地域住民により身近な存在である市町村が、地域住民の景観に対する意見を踏まえながら、地域の特性に適した景観づくりを推進していくことが重要であることから、県では平成１０年度から平成１２年度までに屋外広告物の許可事務、是正指導事務、簡易除却事務等を県内の全市町村（中核市として独自の条例を持つ岐阜市を除く。）に権限移譲しました。

現在、各市町村においては、屋外広告物行政の推進が図られているところであり、市町村による屋外広告物の許可及び簡易除却の件数は下表のとおりです。

年 度	屋外広告物許可件数	簡易除却件数
令和６年度	３１，０４３件	７５０件

（６）屋外広告物景観モデル地区の指定

県では、岐阜県屋外広告物条例第２５条の規定により、地域の特性に応じ、屋外広告物と地域環境との調和を図り、良好な景観の形成を積極的に推進することが特に必要であると認められる区域を市町村と協議し、「屋外広告物景観モデル地区」として指定しています。同地区においては、屋外広告物の掲出の許可について、通常の許可基準とは異なる許可基準（広告物景観維持基準）を設け、地域の特性に応じた屋外広告物規制が可能となります。

【県内における屋外広告物景観モデル地区】

市町村名	地区名	指定日
高 山 市	新宮町地区	平成10年 2月 3日
可 児 市	広見東地区	平成19年 4月 1日

6 その他の施策

この他、県では以下のような各種施策を実施しています。

（１）新たな観光資源の掘り起こし・磨き上げを通じた地域の魅力向上（平成１９年度～）

飛騨・美濃じまん運動（第１章「３」）をより一層推進するため、ふるさとの誇りとなる地域資源を掘り起こし、磨きをかけ、地域の魅力を高める「岐阜の宝もの認定プロジェクト」に取り組んできました。

これまでに、全国に通用する観光資源となることが期待される「岐阜の宝もの」を６件、それに次ぐ「明日の宝もの」を１０件認定し、認定資源の磨き上げや主要観光地との連携による「清流の国ぎふ」をめぐる周遊・滞在型観光の推進に取り組むとともに、地域が主体となった地域資源の魅力向上に向けた取組の支援を行いました。

岐阜の宝もの	小坂の滝めぐり、東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋、 乗鞍山麓五色ヶ原の森、天生県立自然公園と三湿原回廊、 中山道ぎふ１７宿、東美濃の山城（岩村城跡と岩村城下町、 苗木城跡、美濃金山城跡） ※令和６年度末時点
--------	---

さらに、「岐阜の宝もの」の認定基準にサステイナブル・ツーリズムの国際指標を取り入れ、持続可能な観光の先進的取組であり、世界から選ばれる旅先となり得る地域・観光プログラムを「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」として認定する新制度を創設し、令和５年度には２件を認定しています。

NEXT GIFU HERITAGE ～岐阜未来遺産～	飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～ 恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり ※令和６年度末時点
--------------------------------	---

これら、岐阜未来遺産等の中には、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている岩村城下町、歴史的まちなみ景観の保全に取り組む中山道の宿場のほか、県市の文化財に指定されている芝居小屋などが含まれています。今後もふるさとの歴史や文化を後世に伝える景観形成の取組への支援等を通して、これらふるさとのじまんの魅力向上を図っていきます。

【令和６年度の主な取組】

○「中山道ぎふ１７宿」観光推進事業費補助金

- ・中山道と周辺観光資源との組み合わせによる周遊性の向上や観光消費額拡大のための（一社）岐阜県観光連盟の取組を支援。高付加価値旅行商品造成に向け、施設への通訳案内士による視察（２回実施）等を実施。

○「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」

- ・認定地域の魅力を国内外に広く発信するとともに地域が行う受入環境整備や魅力向上の取組を支援。

（２）岐阜県市街地再開発事業補助金（平成１３年度～）

市街地再開発事業は、地権者の方々が集まって組織する再開発組合が事業主体となり、地域の防災機能の向上や土地の高度利用等を通じた都市機能の集約により、安全で快適な都市空間を創造することを目的として実施され、中心市街地の良好な景観形成に向けて、大きな役割を果たしています。

市街地再開発事業は、多くの人が利用する広場や道路、駐車場の整備等を含めた公共性の高い事業であり、県も事業主体である再開発組合を支援しています。

【令和６年度実績】

３地区（岐阜駅北中央東地区、岐阜駅北中央西地区、大垣駅南前地区）

（３）無電柱化事業（昭和６１年度～）

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線については、補助・交付金を活用して無電柱化を推進しています。

【昭和６１年度～令和２年度 実績】

県管理道路において、３５．１kmを整備

【令和３年度～令和７年度 目標】

岐阜県管理道において１１．７kmに着手

（４）「清流調査隊」による生活排水対策（平成２１年度～）

地域住民により編成された「清流調査隊」が、令和６年度も地域の河川の状況調査や家庭生活で実施できる生活排水対策などに取り組みました。

（５）海岸漂着物対策推進事業（令和３年度～）

内陸県として本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現し、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和４年３月に「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」を策定しました。

県民の海洋ごみ対策に向けた行動変容の促進のため、企業や団体、個人による自主的な清掃活動の成果等を「見える化」する岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流！～」を開設するとともに、「重点モデル区域」に設定した県内市町（令和６年度：９市町）にて、地域の特性に応じた清掃活動、啓発活動等を推進しています。

（６）県民総参加による河川環境浄化の促進（平成６年度～）

一級河川（県管理区間）における良好な河川環境を維持するために、自治会、ボランティア団体等による除草活動や河川美化活動を支援しています。

令和６年度は、除草活動８３団体、河川美化活動７０団体に支援を行いました。

（７）流域一体となった河川清掃の推進（平成２４年度～）

NPO法人や地域住民等民間団体と県が協働し、流域全体を対象とした河川清掃活動に連帯して取り組むことで、流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意

識啓発を図っています。

令和6年度は、不法投棄廃棄物回収や流木の除去といった清掃活動、団体等の活動を進めていただくために県管理河川内の樹木伐採を実施しました。これらの活動は「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用しています。

(8) 水辺を活かした良好な空間の形成による地域のにぎわいづくり（平成21年度～）

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指しています。

市町村名	河川名	計画の名称	登録（認定） 年月日	事業主体
下呂市	飛騨川	飛騨川下呂地区かわまちづくり	平成21年5月22日	岐阜県・ 下呂市
北方町	糸貫川	北方町かわまちづくり	平成25年11月12日	岐阜県・ 北方町
大垣市	水門川	大垣市かわまちづくり	平成28年3月28日	岐阜県・ 大垣市
富加町	川浦川	富加町かわまちづくり	平成30年3月26日 令和3年3月19日 (変 更)	岐阜県・ 富加町
北方町	天王川	天王川曲路地区かわまちづくり	令和3年3月19日	岐阜県・ 北方町
中津川市	千旦林川	中津川市かわまちづくり	令和3年3月19日	岐阜県・ 中津川市

※岐阜県が事業主体となって講じた施策のみ記載

(9) 優れた農村景観の保全（平成10年度～）

農村地域では、過疎化・高齢化等により耕作放棄され荒廃する農地の増加が懸念されていますが、県民の食料確保や農業や農村が有する多面的機能の発揮のためには、農家だけでなく、地域住民や都市住民、NPO、行政等の協働により農地や農業用施設を保全する必要があります。そこで、農業・農村の維持・保全に取り組む活動組織等を支援していくとともに、「農地イキイキ再生週間」を設定し、荒廃した農地について、再生する取組を各地で推進しています。

また、日本の原風景ともいえる棚田の役割や魅力を広く一般にPRするとともに、棚田保全組織の立ち上げ支援や、組織の活動に対する支援を行い、優れた農村風景の保全を図っています。

【令和6年度の取組】

（多面的機能支払交付金）

食料の安定供給や県土保全などの公益的機能を担う「農地・農業用水等」の資源について、農業者のみならず地域住民なども参画し地域が一体となって保全管理する多面的機能支払活動について支援しています。

・活動組織数：570組織（38市町村）

- ・保全されている農地面積：25,187ha



水路の泥上げ（岐阜市）



植栽による景観形成活動（飛騨市）

（中山間地域等直接支払交付金）

中山間地域では、過疎化・高齢化等が県内でも特に進行しており、遊休農地の増加が懸念されています。このため、中山間地域において農業生産の維持を図りながら、農地を保全し多面的機能を確保するために行う共同活動について支援しています。

- ・協定数：871協定（25市町村）
- ・保全されている農地面積：9,217ha

（農地イキイキ再生週間）

遊休農地の解消・再生の必要性を広く県民の方に啓発する運動として、令和6年8月から令和7年3月の間で「農地イキイキ再生週間」を設定し、県内各地で荒廃してしまった農地の再生に重点的に取り組みました。

- ・参加者：延べ148人（地域農業者・住民、行政等）
- ・活動面積：約2.8ha



遊休農地の解消作業（美濃市）



遊休農地の解消作業（下呂市）

（棚田保全ネットワーク推進事業）

平成20年度に「ぎふの棚田21選」として、19地区の棚田を認定しました。この「ぎふの棚田21選」の魅力や棚田の持つ多面的機能を知っていただくため、パンフレットの配布や県内各地で「ぎふ水土里の展示会」を開催し、棚田保全の重要性について広く普及啓発しました。

（棚田保全活動推進事業）

県に登録を行った棚田保全組織等に対し、保全活動に資する資機材等経

費を補助することで、地域住民が主体となり自発的・継続的な棚田保全活動を推進しました。



六ノ里棚田保全活動（郡上市）



種蔵棚田保全活動（飛騨市）

(10) 快適なふるさとづくり事業（平成7年度～）

国庫補助または県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された農業用の水路やため池について、景観・親水等に配慮した整備を行い、快適でうまいのある農村環境づくりに寄与します。

(11) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業（昭和51年度～）

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町等全国各地に残る歴史的な集落、まちなみの保存が図られるようになりました。市町村は、都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国はそこから価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、財政的な援助を行っています。

重要伝統的建造物群保存地区については、市町村が条例で保存地区の現状を変更する行為の規制等の措置を定め保護を図っており、国や県は当該市町村が行う保存事業や保護措置に対して指導助言を行っています。

また、重要伝統的建造物群保存地区は主に木造の建築物で構成されており、防災、特に火災に対する対策が必要なため、市町村は景観に配慮した防災施設等の整備事業を計画的に進めています。これについても、国や県は、市町村に対し指導助言を行っています。

令和7年3月末現在、県内で重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区は、5市村で6地区となっています。

【重要伝統的建造物群保存地区の保存事業内容について（令和6年度までの事業）】

重要伝統的建造物群保存地区	面積 選定年月日	事業内容	地区の写真
白川村荻町伝統的建造物群保存地区	45.6ha S51.9.4選定	・伝統的建造物の保存修理（茅葺き屋根の葺替え・屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理） ・防災施設の新設、修理	
高山市三町伝統的建造物群保存地区	4.4ha S54.2.3選定	・伝統的建造物の保存修理（屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理） ・防災施設の新設、修理	
恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区	14.6ha H10.4.17選定	・伝統的建造物の保存修理（屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理） ・防災施設の新設、修理	
美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区	9.3ha H11.5.13選定	・伝統的建造物の保存修理（屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理）	
高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区	6.6ha H16.7.6選定	・伝統的建造物の保存修理（屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理） ・防災施設の新設、修理	
郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区	14.1ha H24.12.28選定	・伝統的建造物の保存修理（屋根、壁面等の修理） ・非伝統的建造物の修景（屋根、壁面等の修理） ・防災施設の新設、修理	

(12) 文化的景観保護推進事業（平成25年度～）

平成16年の文化財保護法の一部改正により、日々の生活に根ざした身近な景観である文化的景観が文化財の一領域として保護対象に加えられるとともに、都道府県又は市町村による保存措置が講じられている文化的景観のうち、特に重要なものについては重要文化的景観に選定されることとなりました。

県内では岐阜市の「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が平成26年3月18日に重要文化的景観に選定され、国や県は、岐阜市が行う保存事業や保護措置に対して指導助言を行っています。

【令和6年度事業内容】

- ・重要な構成要素（建築物）の現況確認調査
- ・文化的景観のエンブレム作成・公開
- ・重要な構成要素 正法寺のリーフレット作成



鵜飼屋地区から見た長良川と金華山

(13) 「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した水源林・溪畔林の整備（平成24年度～）

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源林や溪畔林等を、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化など森林の公益的機能の高い環境保全林へ誘導する必要があります。

このため、環境保全林整備事業により、市町村や各種団体が行う森林整備・管理に対して支援しました。

【事業実施状況】

年 度	申請箇所数	事業実施面積
令和6年度	255箇所	1,378ha

(14) 「観光景観林」の整備・保全の推進（平成29年度～）

観光道路から眺望でき、景観として価値が高く、外から人を呼び込み、地域の活性化を図ることができる森林を「観光景観林」として位置付けています。

県では、市町村による観光景観林の整備を支援しています。

【事業実施状況】

年 度	実施市町村数	事業実施面積
令和6年度	4市町	29ha

第3章 県土の良好な景観の形成に関する規定等

1 条例、マニュアル、指針等

(1) 岐阜県景観基本条例（平成17年4月施行）

県では、景観法の制定を踏まえて平成16年7月に岐阜県景観研究会を設置し、条例制定をはじめとする今後の景観行政の取組について検討を進め、従来の都市計画法、建築基準法、岐阜県屋外広告物条例、岐阜県風致地区条例等に基づく各種施策を、まちづくりに関する施策を含めた景観という視点から総合的に実施するものとして、岐阜県景観基本条例を制定しています。

（岐阜県景観基本条例に基づく良好な景観の形成に関する施策）

景観形成基本方針の策定

良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、良好な景観の形成に関する基本構想、地域における良好な景観の形成の促進に関する基本的事項等を定めます。

推進体制の整備

良好な景観の形成を推進するための体制整備を行います。（岐阜県景観審議会等の設置・運営）

年次報告等

良好な景観の形成に関して講じた施策について、毎年度、県議会に報告するとともに、公表します。

景観の形成に関する施策の連携

良好な景観の形成に関する他の法令及び条例（景観法、都市計画法、都市緑地法、文化財保護法、屋外広告物法等）に基づく施策と連携します。

公共事業景観形成指針の策定

公共事業の施工に係る良好な景観の形成のための指針を定め、遵守するとともに、必要に応じて国、市町村その他の公共団体に対して、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請します。

市町村との連携等

市町村の施策の策定及び実施を支援するとともに、市町村の求めに応じて広域的な調整を行います。

県民協働の取組の推進

- 情報提供、普及啓発、人材の育成、表彰等を行います。
- 景観に関する専門家による地域への助言等に対する支援を行います。
- 景観形成推進員を配置（提言、広報、県の取組への参加）します。

(2) 岐阜県景観形成ガイドプラン（平成2年度策定、平成16年度改定）

総合的・計画的・広域的な対応を必要とする県土の景観形成について、景観形成の主体となる県民、事業者及び行政の取組の整合を図り、その一体的・効率的な推進を目指すため、民間と行政を通じた共通の指針となる景観形成ガイドプランを定めています。

本ガイドプランは、県や市町村における景観法に基づく景観計画の策定等の景観形成に対する取組の立案や実施、事業者における建築や開発行為等を行う際の指針として活用しています。

(岐阜県景観形成ガイドプランの構成)

序章 岐阜県景観形成ガイドプランの策定に当たって		
1. 岐阜県景観形成ガイドプランの策定の背景	2. 景観形成の意味 ①「景観」 ②景観の「形成」	3. 岐阜県景観形成ガイドプランの位置付け
第1章 県土の景観特性		
1. 県土の自然特性 ①飛山濃水 ②地形 ③地形のエリア区分 ④山岳 ⑤河川 ⑥道路・街道 ⑦自然 ⑧盆地 ⑨田園		2. 県土の文化特性 ①文学に描かれている例 ②絵画に描かれている例
第2章 県土の景観軸		
1. 景観軸の設定	2. 景観軸 ①山岳景観軸 ②河川景観軸 ③道路・街道景観軸 ④自然景観軸	
第3章 県土の地域別景観形成方針		
1. 地域区分	2. 地域別景観形成方針 ①岐阜地域 ②大垣地域 ③揖斐地域 ④中濃地域 ⑤郡上地域 ⑥可茂地域 ⑦東濃西部地域 ⑧中津川・恵那地域 ⑨下呂地域 ⑩飛騨地域	

(3) 岐阜県景観形成規制・誘導マニュアル(平成13年度策定、平成16年度改定)

県内市町村の景観の現状と課題を整理し、施策の展開の方策を示すことにより、各市町村においてより実効性の高い景観行政が推進されることを目的としてとりまとめた景観形成規制・誘導マニュアルを定めています。

県や市町村の景観行政に携わる行政職員等の執務の参考資料として、岐阜県景観形成ガイドプランと一体的な活用を図ることとしています。

(岐阜県景観形成規制・誘導マニュアルの構成)

はじめに 岐阜県景観形成規制・誘導マニュアルの策定に当たって	
第1章 景観形成の現状と課題	
1 景観形成の現状	
2 景観形成の課題	
第2章 景観形成に向けた各種制度の活用	
①都市計画・建築規制に基づく規制 ②屋外広告物法に基づく規制 ③景観法に基づく規制 ④まちづくり条例その他の自主条例に基づく規制 ⑤各種事業制度の活用	
参考 景観形成に向けた各種制度の活用事例	

第3章 景観形成に向けた施策の展開

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①景観施策の段階的展開 | ②地域住民の参画の促進 |
| ③総合的な景観施策の展開 | ④景観の規制・誘導からまちづくりへ |

参考 景観の規制・誘導をめぐる紛争事例

参考資料

- | | | |
|---------------------------------|---------------|---------------|
| ①景観法関連法令集 | ②景観法運用指針 | ③景観法に関するQ & A |
| ④景観法第7条第1項ただし書の規定に基づく岐阜県知事の同意基準 | | |
| ⑤岐阜県景観基本条例 | ⑥岐阜県景観基本条例の解説 | |

(4) 岐阜県景観形成基本方針（平成18年3月策定）

岐阜県景観基本条例第8条第1項の規定に基づき、県土の良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、岐阜県景観形成基本方針を定めています。

(岐阜県景観形成基本方針の構成)

第1 県土の良好な景観の形成に関する基本構想

- | |
|------------------------|
| 1 景観形成の基本目標 |
| 2 景観形成の基本理念 |
| 3 景観の形成の推進に当たっての関係者の役割 |

第2 地域における良好な景観の形成の促進に関する基本的事項

- | |
|-----------------|
| 1 景観形成ガイドプランの策定 |
| 2 景観形成ガイドプランの活用 |

第3 県土の良好な景観の形成を促進するための施策に関する基本的事項

- | |
|--------------------|
| 1 景観の形成に関する施策の推進 |
| 2 市町村との連携等 |
| 3 県民等の参加の促進 |
| 4 専門家による助言指導 |
| 5 景観形成推進員 |
| 6 調査研究並びに情報の収集及び提供 |
| 7 表彰等 |

第4 公共事業に係る良好な景観の形成の促進に関する基本的事項

1 公共事業景観形成指針の策定

2 公共事業景観形成指針の遵守等

第5 その他県土の良好な景観の形成に関し必要な事項

年次報告等

(5) 岐阜県公共事業景観形成指針（平成18年3月策定）

岐阜県景観基本条例第12条第1項の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業に係る県土の良好な景観の形成のための指針として、公共事業景観形成指針を定めています。

【目的】

公共施設の建設その他の公共事業に係る県土の良好な景観の形成のための指針を定めます。また、県は公共事業景観形成指針にのっとり公共事業を実施するものとし、国、市町村又は公共的団体に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう必要に応じて要請します。

【基本的事項】

次に掲げる基本的な事項にのっとり、公共事業を実施します。

- ①地域の特性に配慮し、地域住民等の意見を反映するための参加と合意に向けた必要な措置を講じるよう努める。
- ②地域の特性等に配慮した景観の形成や新たな景観の創出を図る。
- ③将来にわたる県民共通の資産となるよう努め、将来の維持管理についても配慮する。
- ④先導的な役割を果たすことに留意する。
- ⑤自然等への影響を考慮した位置等の設定、地域の景観特性に配慮した形態、適切な修景措置等、良好な景観の形成を図る。
- ⑥歴史的、伝統的な景観を損なわない位置等の設定、地域の景観特性に配慮した形態等、歴史的建造物等の保存及び活用の措置を講じる。
- ⑦他の法令等に基づく施策や地域住民の取組との連携に配慮する。
- ⑧ユニバーサルデザイン等を目的とした整備を行う場合、景観の観点も含めた総合的な検討を行う。
- ⑨視覚的な媒体を用いた検討・意見交換等を行う。

【共通指針】

次に掲げる項目については、共通の指針を作成し、公共事業を実施します。

- ①法面、②擁壁、③護岸、④防護柵、⑤舗装、⑥標識及び公共広告物、⑦照明施設、⑧緑の保全と緑化、⑨占用行為、⑩維持管理

【個別指針】

次に掲げる項目については、個別の指針を作成し、公共事業を実施します。

- ①道路、②橋梁、③河川及び水路、④ダム・堰堤等、⑤急傾斜地崩壊対策施設等、⑥公園等、⑦公共建築物

(6) 岐阜県公共事業景観形成指針の手引き（平成18年3月策定）

本手引きは、公共事業景観形成指針で示された基本的事項、共通指針及び個別指針を解説することを目的として、公共事業の実施にあたっての「施工上の留意点」を示し、県内の参考事例の写真を掲載することで、できる限りわかりやすく具体例を示しています。

(7) 景観法に基づく取組推進プラン（平成19年度）

県では岐阜県景観基本条例に基づき、平成17年度に県土の良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため「岐阜県景観形成基本方針」を定め、さらに具体的な取組を明らかにするため、平成19年9月に「景観法に基づく取組推進プラン」を定めています。その中で、景観行政団体数や景観計画策定団体数などの具体的な目標数値や目標年次を設定することにより、地域主体の良好な景観の形成や岐阜県ならではの景観の形成に向け、市町村等との協働により取り組んでいます。

(8) 景観計画策定のための参考資料集（平成19年度）

県内の良好な景観の形成を促進するためには、市町村に対して条例に基づき必要な技術的支援を行うとともに、さまざまな景観形成に資する施策・活動の推進を図ることが必要です。

このような観点から、市町村における景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を目的として、景観計画策定に向けた調査により得たノウハウや、他の自治体の景観計画事例等を取り入れた「景観計画策定のための参考資料集」を平成19年9月に取りまとめています。

2 屋外広告物対策関係

(1) 岐阜県屋外広告物対策アクションプラン（平成18年3月策定）

県では、「美しいひだ・みの景観づくり」を掲げ、屋外広告物対策に取り組んできたところであり、平成16年度には屋外広告物法の改正を受け、岐阜県屋外広告物条例の改正を行い、平成17年度から屋外広告業の登録制度を導入する等、屋外広告物行政の積極的な推進を図っているところです。

しかし、従来の屋外広告物行政には違反屋外広告物の氾濫、地域の景観の特性と無関係な全県画一的な規制、屋外広告物対策に関連する他部局の施策との連携の不十分さといった課題があり、地域における良好な景観の形成を推進するうえで支障が出ていました。

このため、「実効性のある屋外広告物規制と地域の特性に応じた屋外広告物規制により、地域における良好な景観の形成を促進する」という考えに基づき、上述の課題の解決に向けた取組を積極的に推進するため、市町村単位での屋外広告物の規制地域の指定、景観行政団体である市町村における屋外広告物条例の制定等、今後屋外広告物対策として講ずべき施策をとりまとめた「屋外広告物対策アクションプラン」を定めています。

(2) 岐阜県違反屋外広告物対策マニュアル（平成18年3月策定）

違反屋外広告物の対策については、屋外広告物法及び岐阜県屋外広告物条例により、措置命令、略式代執行、行政代執行、簡易除却といった強制的な措置が可能ですが、これまでのところ簡易除却を除きこれらの措置は活用されていないのが実状です。措置命令、略式代執行、行政代執行といった強制的な措置がなされにく

い理由としてはいくつか考えられますが、その一つに屋外広告物行政の担当者の不慣れが指摘されていました。

このため、違反屋外広告物の発見から調査、指導、意見陳述のための手続きの実施、措置命令の発出、催告、戒告、代執行令書の発出、行政代執行の実施といった一連の手続きを明らかにし、担当者がこれらの制度を適切に活用し、悪質な屋外広告物を排除する等違反広告物対策の推進を図ることを目的として「違反屋外広告物対策マニュアル」を定めています。

（３）岐阜県簡易除却委任マニュアル（平成１８年３月策定）

簡易除却については、各市町村において積極的な取組がなされ、一定の成果が上がっているところです。特に大垣市においては、屋外広告物法第７条第４項の規定に基づき、除却活動を行う市民団体を「違反広告物除却協力団体（バスターズ）」として認定し、その構成員である市民へ簡易除却の権限を委任しており、地域住民による違反屋外広告物の簡易除却が大きな成果を上げています。

このように、簡易除却の民間委任が進めば、簡易除却を実施する人員の増加により簡易除却の実効性が高まるとともに、地域住民が日常的に違反屋外広告物を監視することになることから、違反屋外広告物を掲出しにくい雰囲気が作り出されることが期待されますが、地域住民等に簡易除却を委任するには、委任を受ける地域住民等の要件、委任事務の範囲等に関して厳密に定めておく必要があります。

このため、市町村においてこれらを規定した実施要綱等を作成できるよう、そのモデルとなる「岐阜県簡易除却委任マニュアル」を定めています。

３ 都市計画制度関係

（１）ＩＣ周辺地区等における土地利用規制検討マニュアル（平成１６年度策定）

平成１７年に開通した東海環状自動車道の東回りルートのインターチェンジ（以下「ＩＣ」という。）の周辺地域においては、各種施設が建設され、局所的に開発圧力が高まることが想定される中、これらの地域は農業振興を図る地域である等都市計画以外の土地利用規制が行われており、都市計画等による土地利用規制が行われていませんでした。

これらの地域においては、直接的に建築物の用途等を規制していないため、例えば農地転用がされた場合には、直ちに都市計画等による土地利用規制が行われなければ、風俗関連施設等、地域の景観や自然環境を損ねるような建築物が建築されたり、違反屋外広告物等が設置されたりするおそれがありました。

このため、ＩＣ周辺地区において景観や自然環境の保全を図ることを目的に、県及び関係市町村からなる研究会を設けて、ＩＣ周辺地区等における都市計画等による土地利用規制について調査検討を行い、「ＩＣ周辺地区等における土地利用規制マニュアル」を定めています。

以下に、マニュアルの概要を示します。

① ＩＣ周辺地区等における土地利用規制制度の適用区域等

ＩＣ周辺地区等において、景観や自然環境保全のために有効な都市計画や条例等による土地利用規制制度を列举し、それぞれの制度の適用区域（都市計画区域内外、区域区分、用途地域内外等）について整理しています。

②土地利用規制制度の比較

①で整理した各種土地利用規制制度について、規制を想定しているエリア、制度の概要、農林調整の考え方、規制の効果等について比較を行っています。

③土地利用規制制度の詳細

I C 周辺地区等における土地利用規制として有効である都市計画法及び建築基準法に基づく特定用途制限地域や地区計画、景観法や屋外広告物法に基づく規制、市町の自主条例等による各種土地利用規制制度について、制度ごとの趣旨や規制の内容等の詳細を記載しています。

④全国事例調査

I C 周辺地区等において、特定用途制限地域や地区計画等の手法により風俗関連施設や大規模商業施設等の立地規制を行っている事例や、自主条例を活用したまちづくりの事例、構造改革特区等を活用したまちづくりの事例等について、全国の事例調査を実施しています。

⑤美濃加茂市及び富加町における土地利用規制の取組状況

美濃加茂市においては、平成 14 年から東海環状自動車道美濃加茂 I C 周辺地区において地域住民を交えたまちづくりの検討が進められ、平成 16 年度に行った検討会、アンケート調査において、特定用途制限地域という制度を活用しようとする意見に集約され、具体的な土地利用規制の実施に向けての検討を行い、研究会の成果等も踏まえて特定用途制限地域の都市計画決定を行っています。

また、富加町においては、平成 15 年から住民を交えたまちづくり協議会を開催し、平成 16 年度は具体的な土地利用規制についての検討を行い、研究会の成果等も踏まえて特定用途制限地域の都市計画決定を行っています。その際、ワークショップ形式による検討等により、具体的な制限の内容についての意見集約が図られています。

なお、特定用途制限地域の区域の指定にあたっては、農振農用地区域を含めて大きくりにかけたうえで、農振農用地区域は適用除外としていますが、農振法の手続きにより農振農用地区域が除外された区域については、その段階で特定用途制限地域の規制がかかることとなります。

(2) 地域地区等活用事例集（平成 18 年 3 月策定）

地域地区及び地区計画は、都市計画法による土地利用規制制度の一つとして、規制、誘導によって都市における適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするものであり、その土地をどのような用途としてどの程度に利用するかを都市計画として定め、建築基準法や条例等と連携して、建築行為や開発行為等の規制及び誘導を行うものです。

地域地区や地区計画等の多くは、権限上も実態上も市町村の役割が非常に大きく、また県が定める都市計画との適合性や広域調整の視点から県の協議が必要であり、県及び市町村が協働して取り組むべき都市の課題であることを踏まえて、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、高度利用地区、風致地区等の地域地区制度及び地区計画制度の概況、ねらい、活用状況等についての具体例を事例集としてまとめています。

事例集では、良好な景観の形成に関する事例として以下を取り上げています。

① 歴史景観

1) 伝統的建造物群保存地区の指定

【事例：下二之町大新町伝統的建造物群保存地区 高山市】

2) 用途地域の変更（建築物の建ぺい率の見直し）【事例：郡上市】

3) 地区計画の指定【事例：七州城城下町地区地区計画 愛知県豊田市】

4) 高度地区の指定【事例：岐阜市川原町】

② 自然景観

- 1) 風致地区の指定【事例：虎溪山風致地区 多治見市】
- 2) 特別緑地保全地区の指定【事例：仲森特別緑地保全地区 土岐市】

第4章 市町村における県土の良好な景観の形成に関する取組

1 市町村における景観形成の取組

市町村の良好な景観の形成に関する施策の実施については、景観法による景観計画の策定や条例の施行のほか、都市計画法に定められた施策等が実施されています。

以下に、景観行政団体となっている市町の先進的な取組を紹介します。

(1) 岐阜市における高度地区の決定（平成15年度決定）

岐阜市は、市内を流れる長良川沿いの川原町地区のうち、観光ホテルを中心とした中高層建築物が立地する国道256号沿道地区において、同川右岸からの金華山の眺望景観保全のため、平成15年4月に建築物の高さの最高限度を34mとした高度地区の都市計画決定を行いました。

また、玉井町筋の歴史的まちなみ景観を形成している地区は、岐阜市を象徴し岐阜市の歴史を物語る景観であり、今後も岐阜市の活性化に向けて歴史的まちなみ景観を保全していく必要があることから、平成18年8月に建築物の高さの最高限度を15mとする高度地区の拡大を行いました。



川原町地区（国道256号沿道）



川原町地区（歴史的まちなみ）

(2) 高山市における高度地区の決定（平成19年度決定）

高山市は、これまで「潤いのあるまちづくり条例」や「市街地景観保存条例」などの自主条例により市街地景観及び自然環境の保全に積極的に取り組んできたところですが、平成18年12月には景観法を速やかかつ積極的に活用するため、これまで実施してきた景観に関する各種取組をもとに、高さ規制という新たな視点を取り入れた景観計画を策定しました。

この景観計画で定める高さ規制の実効性を高め、自然や伝統文化と調和した格調高い都市景観の創出と美しい眺望の保全を図るとともに、良好な住環境を維持するため、平成19年7月に市街地中心部の6地区（城下町地区、安川通り地区、陣屋後背地地区、駅東地区、駅西地区、駅周辺地区）において、建築物の高さの最高限度（13～31m）を定める高度地区の都市計画決定を行いました。



城下町地区（三町伝統的建造物群保存地区）



駅周辺地区

（３）各務原市における景観地区の決定、景観協定の認可

【テクノプラザ景観地区の決定、景観協定の認可】（平成１８年度決定）

各務原市は、ハイテク産業団地のテクノプラザを平成１９年３月３１日に都市計画法に基づく景観地区に指定し、平成２２年８月１０日には区域の拡大を行いました。テクノプラザ景観地区は、市が目指す「公園都市・かかみがはら」に相応しい機能的で快適な環境形成を図るとともに、景観の連続性、統一性を確保し、自然環境との調和を考えた統一感ある産業団地の形成を図るものです。

本地区では、建築物の外壁について使用可能な色彩の範囲をマンセル値※により定めるなどのほか、建築物の高さの最高限度、壁面の位置、建築物の敷地面積の最低限度について制限を定めています。

また、各務原市は良好な景観の形成に関する住民の協定に法的拘束力を付加するため、景観法第８１条に基づき土地所有者等の全員の合意による景観協定を景観地区の決定に併せて認可しました。景観協定は、屋外広告物や緑化に関する事項など、景観地区の制度では定めることができない事項を主な対象として土地所有者等により締結され、景観地区の拡大にあわせ当該協定も拡大しました。

※マンセル値…色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するもの



テクノプラザ北エリア



テクノプラザ南エリア

【グリーンランド柄山景観地区の決定】（平成２０年度決定）

各務原市は、市の西部で宅地分譲地として開発されたグリーンランド柄山を平成２０年４月１日に都市計画法に基づく景観地区に指定し、平成２２年８月１０日には区域の拡大を行いました。グリーンランド柄山景観地区は、市が目指す「公園都市・かかみがはら」に相応しい緑豊かで安全、安心なまちなみ環境形成を図るとともに、景観の連続性、統一性を確保し、自然環境との調和に配慮した住宅団地の形成を図るものです。

本地区は、建物の外壁の色彩、屋根形態について勾配屋根を原則とするなどの形態意匠制限を定めるほか、建築物の高さの最高限度、壁面の位置、建築物の敷地面積の最低限度について制限を定めています。

また、行政による規制だけでなく地区の住民自らが、地区内緑化や自家用店舗の看板などに関して配慮すべき基準を設定した景観形成ガイドライン（自治会ルール）も景観地区の指定と同時に策定しました。



グリーンランド柄山



グリーンランド柄山

【各務山西部地区景観地区の決定】（令和４年度決定）

各務原市は、市の中心部に位置する各務山西部地区を、令和５年２月１日に都市計画法に基づく景観地区に指定しました。本地区は、各務山周辺の居住環境に配慮し、各務山と調和するよう建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな工業団地の形成を図るものです。

本地区は、建物の外壁と屋根の色彩などに対する形態意匠制限を定めるほか、建築物の高さの最高限度、壁面の位置、建築物の敷地面積の最低限度について制限を定めています。

また、市の重点風景地区に指定されており、景観法に基づき地区独自に定められた「各務山西部景観計画」により、景観地区では定められない屋外広告物や工作物、緑化に関する事項などが補われています。



各務山西部



各務山西部

（４）歴史的風致維持向上計画の策定（平成２０年度～）

国内には、城、神社、仏閣、町屋、武家屋敷等の歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事等、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかるほか、高齢化や人口減少により担い手が不足し、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成２０年１１月に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称

「歴史まちづくり法」）が施行されました。

【高山市】

高山市においては、「高山市歴史的風致維持向上計画（第3期）」が令和7年3月に国の認定を受け、歴史的建造物の維持、屋台祭礼や飛騨匠の技術の継承のための事業を実施し、地域の活性化を推進しています。

（第1期：平成21年1月認定、第2期：平成30年3月認定）

【恵那市】

恵那市においては、「恵那市歴史的風致維持向上計画（第2期）」が令和2年3月に国の認定を受け、多くの歴史的建造物の維持向上を図る事業を実施し、地域の活性化を推進しています。（第1期：平成23年2月認定）

【美濃市】

美濃市においては、「美濃市歴史的風致維持向上計画（第2期）」が令和3年3月に国の認定を受け、「うだつの上がる町並み」、「美濃和紙」に象徴される特有の歴史的風致に対する保存及び景観整備等を図る事業を実施し、地域の活性化を推進しています。（第1期：平成24年3月認定）

【岐阜市】

岐阜市においては、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」（第2期）が令和5年3月に国の認定を受け、歴史的資産の保存・活用に関する事業や伝統的活動の保存・継承に関する事業を実施し、地域の活性化を推進しています。（第1期：平成25年4月認定）

【郡上市】

郡上市においては、「郡上市歴史的風致維持向上計画」（第2期）が令和6年3月に国の認定を受け、重要伝統的建造物群保存地区「郡上市郡上八幡北町」を含む城下町郡上八幡地区を重点区域とし、歴史的建造物の保存修理、伝統的水利用施設の整備、伝統的しつらえの整備支援等の事業を実施し、地域の活性化を推進しています。（第1期：平成26年2月認定）

（5）景観まちづくり刷新モデル地区事業（平成29年度～令和2年度）

良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を推進する「景観まちづくり刷新モデル地区」を国が全国の10地区で指定しました。

県内では高山市がこの一つに指定され、高山市においては、市を中心とした「高山市景観まちづくり刷新協議会」を設置して民間事業者との連携を図りながら、駅前周辺の景観修景や、宮川朝市通りの美舗装化事業等に取り組みました。



宮川朝市通りの整備状況

岐阜県景観基本条例

平成十六年十二月十六日
条例第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 良好な景観の形成に関する基本的施策（第八条―第十九条）

第三章 特定届出対象行為（第二十条）

第四章 岐阜県景観審議会（第二十一条―第二十四条）

附 則

岐阜県は、急峻な山岳が連なる飛騨から、豊かな水が流れる平野の美濃まで、古くから飛山濃水といわれる山と水が織り成すすばらしい自然と、これに育まれた田園風景や史跡、まち並みなど、岐阜県固有の自然、歴史、伝統、文化に根ざした様々な景観が形成されている。

これらの景観は、私たちに潤いのある豊かな生活をもたらし、郷土に対する誇りと愛着を生み出すとともに、岐阜県を訪れる人々をも魅了する貴重な財産である。

しかしながら、これまで時には、経済性や効率性が優先され、地域の個性及び特色を生かした景観に対する理解や配慮が十分ではなかった面もあった。

今、新たな世紀を迎え、景観に対する関心が高まりつつある中で、私たちは、改めて地域ごとの多様な景観の価値を認識し、県民一人ひとりが県土の良好な景観の形成に参加し、県民、事業者及び行政が一体となった景観の形成の促進を図り、質の高い県民生活の実現、岐阜県への来訪者等を暖かく迎えることによる交流産業等の振興等、地域経済及び地域社会の健全な発展を目指していくことが必要である。

そのためには、地域主体の良好な景観の形成や岐阜県ならではの景観の形成を、県民、事業者、市町村及び県の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。

このような認識の下に、すべての県民の参加と協働により、県土の良好な景観の形成を促進し、次代の人々に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県土の良好な景観の形成を促進するため、基本方針の策定その他の施策を総合的、計画的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）に定めるところによる。

（基本理念）

第三条 良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県民、事業者、市町村及び県により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県土の良好な景観の形成の促進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県土の良好な景観の形成において、県民、事業者及び市町村の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担うものとする。

3 県は、県土の良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民、事業者及び市町村の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、県土の良好な景観の形成に関する理解を深め、県土の良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県又は市町村が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、県土の良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(財政上の措置)

第七条 県は、県土の良好な景観の形成に関する施策を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 良好な景観の形成に関する基本的施策

(景観形成基本方針)

第八条 知事は、県土の良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、景観形成基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県土の良好な景観の形成に関する基本構想
- 二 地域における良好な景観の形成の促進に関する基本的事項
- 三 県土の良好な景観の形成を促進するための施策に関する基本的事項
- 四 公共事業に係る良好な景観の形成の促進に関する基本的事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、県土の良好な景観の形成に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第九条 県は、県土の良好な景観の形成を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、議会に対し、毎年度、県が県土の良好な景観の形成に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(景観の形成に関する施策の連携)

第十一条 知事は、県土の良好な景観の形成を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、この条例に基づく施策と良好な景観の形成に関連する法令及び条例に基づく施策との連携を図るものとする。

(公共事業景観形成指針)

第十二条 知事は、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る県土の良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 第八条第三項及び第四項の規定は、公共事業景観形成指針の策定及び変更について準用する。

(公共事業景観形成指針の遵守等)

第十三条 県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

2 知事は、国、市町村又は公共的団体に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう、必要に応じて要請するものとする。

(市町村との連携等)

第十四条 県は、県土の良好な景観の形成を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うそ

の区域における自然的社会的諸条件に応じた良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に技術的支援その他の必要な措置を講ずるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

2 県は、市町村の求めに応じ、市町村の良好な景観の形成に関する施策の広域的な調整を行うものとする。

(県民等の参加の促進)

第十五条 県は、県民及び事業者の県土の良好な景観の形成に対する理解が深まり、県土の良好な景観の形成に関する活動への参加が促進されるよう市町村、関係機関等と協力して、良好な景観の形成に関する情報の提供、普及啓発、教育、学習の支援、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う県土の良好な景観の形成に関する活動について、その自主的な取組に配慮しつつ、市町村、関係機関等と協力して、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(専門家による助言指導)

第十六条 県は、県土の良好な景観の形成に関し、専門的な知識若しくは技術又は経験を有する者が地域からの要請に応じて助言指導できるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(景観形成推進員)

第十七条 県民と一体となって県土の良好な景観の形成を図るとともに、県民の良好な景観の形成に関する意識の高揚を図るため、景観形成推進員を置く。

2 景観形成推進員は、県土の良好な景観の形成を図るために必要な提言又は広報を行うとともに、県が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に参加するよう努めるものとする。

3 景観形成推進員は、県民のうちから知事が委嘱する。

(調査研究及び情報の収集)

第十八条 県は、県土の良好な景観の形成に関し、必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(表彰等)

第十九条 県は、県土の良好な景観の形成に関し顕著な功績のあった者又は優良な事例に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 特定届出対象行為

(特定届出対象行為)

第二十条 法第十七条第一項に規定する特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

第四章 岐阜県景観審議会

(設置)

第二十一条 知事の諮問に応じ、県土の良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議させるため、岐阜県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二十二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十三条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

